



平成 21 年 5 月 25 日

各 位

会 社 名 三菱製紙株式会社
代表者名 取締役社長 佐藤 健
(コード番号 3864 東証・大証第一部)
問合せ先 上席執行役員
総務人事部長 野澤 浩史
(Tel. 03-3213-3753)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 5 月 25 日開催の取締役会において、平成 21 年 6 月 26 日開催予定の第 144 回定時株主総会に「定款一部変更の件」について下記のとおり付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

平成 21 年 1 月 5 日に「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 88 号、以下「決済合理化法」という。)が施行され、上場会社株式は、株式振替制度に一斉に移行(いわゆる株券電子化)いたしました。

これに伴い、株券の存在を前提とした規定の削除(現行定款第 9 条、第 10 条及び第 13 条)、株主の届け出に関する規定の削除(現行定款第 14 条)を行うとともに、必要な条数の繰り上げを行うものであります。

また、株券喪失登録簿につきましては、決済合理化法の上記施行日の翌日から起算して 1 年を経過する日までこれを作成して備え置かなければならないことから、附則に所要の規定を新設するものであります。

なお、現行定款第 9 条(株券の発行)第 1 項につきましては、決済合理化法附則第 6 条第 1 項により、上記施行日に廃止したものとみなされております。

2. 変更の内容

定款変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 21 年 6 月 26 日(金曜日)
定款変更の効力発生日	平成 21 年 6 月 26 日(金曜日)

以 上

(別紙)

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株券の発行)</p> <p>第9条 当社は、株式に係る株券を発行する。</p> <p>2. 当社は単元未満株式に係る株券を発行しないことができる。</p> <p>(単元未満株式の買増し)</p> <p>第10条 単元未満株式を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となるべき数の単元未満株式を売渡すべき旨を、当社に請求することができる。</p> <p>2. (条文省略)</p> <p>第11条 ～ (条文省略)</p> <p>第12条 (株主名簿管理人)</p> <p>第13条 (条文省略)</p> <p>2. (条文省略)</p> <p>3. 当社は株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)・株券喪失登録簿および新株予約権原簿を株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、実質株主名簿・株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、質権の登録またはその抹消、信託財産の表示またはその抹消、株券の不所持、株券の交付、単元未満株式の買取り・買増し、諸届け出の受理等株式および新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</p> <p>(株主等の届け出)</p> <p>第14条 株主および登録株式質権者またはその法定代理人はその氏名、住所および印鑑を株式取扱規定に従い届け出るものとする。ただし、外国人は署名鑑をもって印鑑に代えることができる。</p> <p>2. 外国に居住する株主および登録株式質権者またはその法定代理人は日本国内に通知を受ける場所または代理人を定めてこれを株式取扱規定に従い届け出るものとする。</p> <p>3. 前2項に定める届け出事項を変更した場合も同様とする。</p> <p>第15条 ～ (条文省略)</p> <p>第43条</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(削 除)</p> <p>(単元未満株式の買増し)</p> <p>第9条 単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となるべき数の単元未満株式を売渡すべき旨を、当社に請求することができる。</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>第10条 ～ (現行どおり)</p> <p>第11条 (株主名簿管理人)</p> <p>第12条 (現行どおり)</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. 当社は株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</p> <p>(削 除)</p> <p>第13条 ～ (現行どおり)</p> <p>第41条</p> <p>附則</p> <p>第1条 当社は株券喪失登録簿に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</p> <p>第2条 当社の株券喪失登録簿への記載または記録は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規定による。</p> <p>第3条 本附則第1条乃至本条は、平成22年1月6日をもってこれを削除する。</p>